

安全データシート

サンワ酸性トイレクリーナー

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

作成日: 2024/12/17 改訂日: 2025/01/24



1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : サンワ酸性トイレクリーナー
製品コード : 31200072

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途 : 業務用・トイレ用洗剤
使用上の制限 : 推奨用途以外への使用は禁止する

会社情報

供給者の会社名称 株式会社ユシロ
住所 〒146-8510 東京都大田区千鳥 2-34-16
担当部署 研究開発部門
電話番号 0467-75-0175
FAX番号 0467-75-0157
電子メールアドレス GHS-info@yushiro.co.jp
緊急連絡先電話番号 0467-75-0175

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理的危険性	引火性液体	区分に該当しない
健康有害性	皮膚腐食性／刺激性	区分 1
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 1
環境有害性	水生環境有害性 短期（急性）	区分 3
	水生環境有害性 長期（慢性）	区分 3

上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない（分類対象外）か分類できない

ラベル要素

絵表示 (GHS JP)



注意喚起語 (GHS JP)

: 危険

危険有害性 (GHS JP)

: 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷 (H314)

: 長期継続的影響によって水生生物に有害 (H412)

注意書き (GHS JP)

安全対策

: 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。 (P260)

: 取扱い後は手、前腕および顔をよく洗うこと。 (P264)

: 環境への放出を避けること。 (P273)

: 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。 (P280)

安全データシート

サンワ酸性トイレクリーナー

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

株式会社ユシロ

応急措置

- 飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。(P301+P330+P331)
皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水で洗うこと。(P303+P361+P353)
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していくて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
直ちに医師に連絡すること。(P310)
特別な処置が必要である(このラベルの補足的な応急措置の説明を見よ)。(P321)
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。(P363)
- 保管：施錠して保管すること。(P405)
廃棄：内容物／容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

：混合物

一般名

：サンワ酸性トイレクリーナー

名前	濃度 (%)	化学式	官報公示整理番号		CAS 番号
			化審法番号	安衛法番号	
各成分とも非公開	各成分とも非公開	—	各成分とも登録済み	各成分とも登録済み	各成分登録あり

4. 応急措置

応急措置

吸入した場合

：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪いときは、医師の診断／手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

：汚染された衣類を直ちに全て脱ぐこと。
皮膚刺激が生じた場合：医師の診断／手当てを受けること。
多量の水と石鹼で優しく洗うこと。
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。

眼に入った場合

：眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していくて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が続く場合：医師の診断／手当てを受けること。

飲み込んだ場合

：口をすすぐこと。
無理に吐かせないこと。
直ちに医師に診断／手当てを受けること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

：水噴霧、泡消火剤、乾燥粉末消火剤、二酸化炭素

使ってはならない消火剤

：データなし

火災危険性

：腐食性ガス、刺激性ガス、有毒ガスを放出する恐れがある。

安全データシート

サンワ酸性トイレクリーナー

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

株式会社ユシロ

消火方法

- ： 安全な距離と保護された場所から消火活動を行う。
- 危険でなければ火災区域から容器を移動する。
- 安全に対処できるならば着火源を除去すること。
- 区域より退避させること。

消火時の保護具

- ： 適切な保護具を着用して作業する。
- 自給式呼吸器および化学物質用防護服を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

一般的措置

- ： あらゆる発火源を取り除く。
- 区域より退避させること。

緊急対応者

保護具

- ： 詳細については、第8項の「ばく露防止及び保護措置」を参照。
- 適切な保護具を着用して作業する。

応急処置

- ： 皮膚、眼、あるいは衣服との接触を避ける。
- 漏出エリアを換気する。
- 区域より退避させること。

環境に対する注意事項

環境に対する注意事項

- ： 環境への放出を避けること。
- 下水道や公共用水域への侵入を防ぐ。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

封じ込め方法

- ： 可能であればリスクなく漏出をせき止める。
- 流出した物質は吸着剤で回収し、下水溝や水路への侵入を防止する。

浄化方法

- ： 漏出は、吸収剤を使用してできるだけ素早く回収する。
- 砂、おがくずのような吸収材に液漏れを吸い込ませる。
- 汚染された表面は多量の水で洗浄する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

- ： データなし

安全取扱注意事項

- ： 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
- 眼、皮膚、衣類につけないこと。
- 個人用保護具を着用する。
- 第8章を参照。
- 作業所の十分な換気を確保する。
- この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。
- 次のものとの接触を避ける：酸化剤。
- 誤飲の恐れのある容器に入れないのでください。

接触回避

- ： 第10章を参照。

安全データシート

サンワ酸性トイレクリーナー

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

株式会社ユシロ

衛生対策

- 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
- 製品取扱い後には必ず手を洗う。

保管

安全な保管条件

- 5°C以上の温度で保管する。
- 40°C以下の温度で保管する。
- 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。
- 密閉容器に保管すること。
- 使用しない場合は、容器は密閉しておく。
- 日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。
- 元の容器、または耐腐食性および/または内張りのある容器に保管する。
- 以下のものと共に保管しない：酸化性物質、有機過酸化物、塩素系漂白剤、カビ除去剤。

安全な容器包装材料

- データなし

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策

- 作業所の十分な換気を確保する、ばく露のリスクのあるすべての場所の近くに、救急用の目をすぐ器具と安全用のシャワーを設置すること、局所排気装置及び全体換気装置は適切に行いばく露基準を遵守しなければならない。

保護具

呼吸用保護具

- 呼吸用保護具を着用すること。

手の保護具

- 保護手袋（不浸透性）を着用すること、ゴムまたはプラスチック製手袋（不浸透性）を着用すること。

眼の保護具

- 安全眼鏡を着用し飛沫が眼に入るのを防ぐ。

皮膚及び身体の保護具

- 適切な保護服（不浸透性）を着用のこと、適切な保護衣（不浸透性）を着用する、スリップ防止効果の高い安全靴（不浸透性）を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態

- 液体

外観

- 液体

色

- 緑色

臭い

- エクストラミント

pH

- 2

融点

- データなし

凝固点

- データなし

沸点

- データなし

引火点

- 引火せず

自然発火点

- データなし

分解温度

- データなし

可燃性

- データなし

蒸気圧

- データなし

相対密度

- データなし

密度

- 1.03 g/cm³

相対ガス密度

- データなし

安全データシート

サンワ酸性トイレクリーナー

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

株式会社ユシロ

溶解度	: 水に任意の割合で溶解
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	: データなし
爆発限界 (vol %)	: データなし
粘性率	: 10 mPa·s (25°C)
動粘性率	: データなし
粒子特性	: データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	: データなし
化学的安定性	: 通常の使用条件下では安定。
危険有害反応可能性	: データなし
避けるべき条件	: 本製品は長期間コンクリートと接触すると腐食させる可能性があるので、接触を避ける、あるいは樹脂等でコンクリートを保護する必要がある。
混触危険物質	: 酸化剤。塩素系漂白剤。カビ除去剤。
危険有害な分解生成物	: 燃焼の際は、一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物、硫黄酸化物などが生成される可能性がある。

11. 有害性情報

急性毒性 (経口)	: 分類できない
急性毒性 (経皮)	: 分類できない
急性毒性 (吸入)	: 分類できない (蒸気) 分類できない (粉じん、ミスト)
皮膚腐食性／刺激性	: 区分 1
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	: 区分 1
呼吸器感作性	: 分類できない
皮膚感作性	: 分類できない
生殖細胞変異原性	: 分類できない
発がん性	: 分類できない
生殖毒性	: 分類できない
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: 分類できない
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: 分類できない
誤えん有害性	: 分類できない

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性 短期 (急性)	: 区分 3
水生環境有害性 長期 (慢性)	: 区分 3

残留性・分解性

残留性・分解性	: データなし
---------	---------

生体蓄積性

生体蓄積性	: データなし
-------	---------

安全データシート

サンワ酸性トイレクリーナー

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

株式会社ユシロ

土壤中の移動性

土壤中の移動性 : データなし

オゾン層への有害性

オゾン層への有害性 : 分類できない

13. 廃棄上の注意

- 環境影響情報 : 残余廃棄物、廃容器は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い適正に処理する。
残余廃棄物は事業者が自ら処理するか、又は都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理をする。
廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。
廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。
- 汚染容器及び包装 : 容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
廃液は開放容器に入れ、火気厳禁とし、換気された場所に保管する。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連勧告(UN RTDG)

- 国連番号(UN RTDG) : 3265
正式品名 (UN RTDG) : その他の腐食性物質 (有機物) (液体) (酸性のもの)
容器等級(UN RTDG) : III
輸送危険物分類 (UN RTDG) : 8
危険物ラベル (UN RTDG) : 8



クラス (UN RTDG) : 8

MARPOL 73/78 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質
非該当

国内規制

- 海上規制情報 : 船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報 : 航空法の規定に従う。
緊急時応急措置指針番号 : 153

安全データシート

サンワ酸性トイレクリーナー

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

株式会社ユシロ

特別な輸送上の注意

: 容器に漏れあるいはその恐れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷の無いよう積み込み荷崩れの防止を確実に行う。取扱い及び保管上の注意事項の記載による他、該当法規に従って貯蔵、取扱い、荷造り、包装、輸送を行うこと。

その他の情報

: 補足情報なし

15. 適用法令

国内法令

労働安全衛生法

: 【改正後 令和 7 年 4 月 1 日以降】

名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第 57 条第 1 項、施行令第 18 条第 2 号～第 3 号、安衛則第 30 条別表第 2）

【改正後 令和 7 年 4 月 1 日以降】

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第 57 条の 2 第 1 項、施行令第 18 条の 2 第 2 号～第 3 号、安衛則第 34 条の 2 別表第 2）

乳酸 (1 ~ 10%)

塩化ベンザルコニウム (0.1 ~ 1%未満)

皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質（安衛則第 594 条の 2 第 1 項、令和 4 年 5 月 31 日基発 0531 第 9 号、令和 5 年 7 月 4 日基発 0704 第 1 号・5 該当物質の一覧）

毒物及び劇物取締法

: 該当しない

化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法)

: 該当しない

消防法

: 非危険物

水質汚濁防止法

: 排出基準規制

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

: 産業廃棄物規制（拡散、流出の禁止）

下水道法

: 排出基準規制

船舶安全法

: 腐食性物質（危規則第 2, 3 条危険物告示別表第 1）

航空法

: 腐食性物質（施行規則第 194 条危険物告示別表第 1）

港則法

: その他の危険物・腐食性物質（法第 21 条第 2 項、規則第 12 条、危険物の種類を定める告示別表）

16. その他の情報

参考文献

: 1)JIS Z 7253(2019)

2)GHS 対応ガイドライン ラベル及び表示・安全データシート作成指針
一般社団法人 日本化学会工業協会(2023 年 9 月)。

その他の情報

: 学校環境衛生の基準に該当する以下の化学物質は使用していません。

・ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物

室内濃度に関する指針値を定められた以下の物質は使用していません。

・厚生労働省から室内濃度指針値が示された化学物質。

この情報は新しい知見に基づき改正されることがあります。記載情報は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、物理・化学的性質、危険・有害性に関しては、いかなる保証をなすものではありません。すべての化学品には未知の有害性がありうるため取扱いには細心の注意が必要です。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものなので、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。